

## 逗子市福社会館公衆無線 LAN 利用規約

(目的)

第1条 この規約は、逗子市福社会館（以下「会館」という。）の来訪者の情報収集の利便性を図ることを目的として、逗子市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が整備するインターネット接続環境（以下「無線 LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 無線 LAN を利用する者（以下「利用者」という。）は、本規約に同意したものとみなす。

(サービスの内容)

第2条 無線 LAN の利用に関しては次の各号のとおり定める。ただし、本会会長（以下「会長」という。）はイベント等の実施に合わせ利用時間の変更若しくは中止できるものとする。

- (1) 本サービス利用時間は会館開館時間とする。
- (2) 本サービスの利用料金は無料とする。
- (3) 本サービスの利用申請は不要とする。

(無線 LAN の利用)

第3条 本サービスを利用するための通信機器（以下「パソコン等」という。）は、利用者が準備するものとする。

- 2 会館の既設電源の使用が認められている場合を除き、利用者が利用するパソコン等及びパソコン等の付属機器等に供給する電源は、利用者が準備するものとする。
- 3 利用者は、無線 LAN の利用に際し、不正アクセス等の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）その他関係法律等を遵守しなければならない。
- 4 本サービスを利用するためのパソコン等の設定及び操作は、利用者が行うものとする。
- 5 本サービスへ接続するパソコン等のセキュリティ対策は利用者が行うものとする。
- 6 本サービスを利用する者は、他の利用者の迷惑とならないように、音量等に配慮して利用するものとする。
- 7 その他の利用方法については、会長の指示に従うものとする。

(利用の停止)

第4条 会長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 第5条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切であると本会会長が判断した場合

(禁止事項)

第5条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) もっぱら営利を目的とした事業を行う行為（営業・販売行為等）

- (2) 第三者、他の利用者若しくは本会に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
  - (3) 誹謗中傷する行為
  - (4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
  - (5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為若しくはそのおそれのある行為
  - (6) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
  - (7) ユーザーID 及びパスワードを不正に使用する行為
  - (8) コンピューターウイルス等の有害なプログラムを、無線 LAN を通じて又は無線 LAN に関連して使用若しくは相手方の同意の有無にかかわらず送付又は提供する行為
  - (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提携勧誘販売取引及びその他の目的に特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
  - (10) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し若しくは違反するおそれのある行為又は会長が不適切と判断する行為
- 2 前項各号に該当する利用者の行為によって、本会、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者が全ての法的責任を負うものとし、本会は、一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止・変更)

第6条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線 LAN の利用を中止できるものとする。

- (1) 無線 LAN のシステムの保守又は公示を定期的又は緊急に行う場合
  - (2) 暴動、騒乱、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線 LAN の運用が通常どおりできなくなった場合
  - (3) 無線 LAN のシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
  - (4) その他無線 LAN の運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合
- 2 無線 LAN の利用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、本会は一切の責任を負わないものとする。
- 3 本会は、利用者の承諾なしに本サービスの内容を変更できるものとする。

(免責)

第7条 無線 LAN のサービスの内容及び利用者が無線 LAN を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等について本会は、いかなる保証を行わないものとする。

- 2 パソコン等の種類若しくはソフトウェア等の種類により本サービスが利用できない場合であっても、本会は一切の責任を負わないものとする。

- 3 無線 LAN のサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線 LAN のサービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のパソコン等のウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩その他無線 LAN に関連して発生した利用者の損害について、本会は一切責任を負わないものとする。
- 4 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 5 利用者が無線 LAN を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、本会は、一切の責任を負わないものとする。
- 6 無線 LAN の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを収集及び閲覧、特定 Web サイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

(本規約の変更)

第8条 会長は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

#### 附 則

- 1 本規約は、令和2年12月1日から施行する。